

別添 新城市消防本部

消防用設備等の技術基準に関する行政指導指針

第2章 防火対象物

第1 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

- 8 一般住宅（個人の住居の用に供されるもので寄宿舍、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。）の用途に供される部分が存する防火対象物については、次により取り扱うものであること。

エ 政令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計と一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計が、それぞれ当該防火対象物の延べ面積の47.5%から52.5%までの範囲にあるとき（アに規定するときを除く。）は、当該防火対象物は政令別表対象物と一般住宅の複合用途防火対象物に該当するものであること。

第1-4表（一部抜粋）

参 考 図		用途判定
エ	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">一般住宅</div> ≒ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;">政令別表対象物</div> </div>	複合用途防火対象物 (注)政令別表対象物と一般住宅の 複合用途防火対象物

13 仮設建築物

仮設建築物は、それぞれの用途別の項に含まれるものであること。

なお、プレハブ等による仮設建築物であっても、通常の建築物等と同様、それぞれの規模、用途等に応じて消防用設備等の設置が必要となるものであること。

また、仮設建築物について個々の仮設建築物の状況に応じ、令第32条の規定を適用し、消防用設備等の特例を講じることも可能であるが、この場合にあっても、当該仮設建築物の実態に応じ、最低限必要と認められる消防用設備等を設置することにより、必要な防火安全性が確保されるよう留意すること。

（平成23年4月28日事務連絡 応急仮設住宅等に係る執務資料の送付について）

第2 収容人員の算定

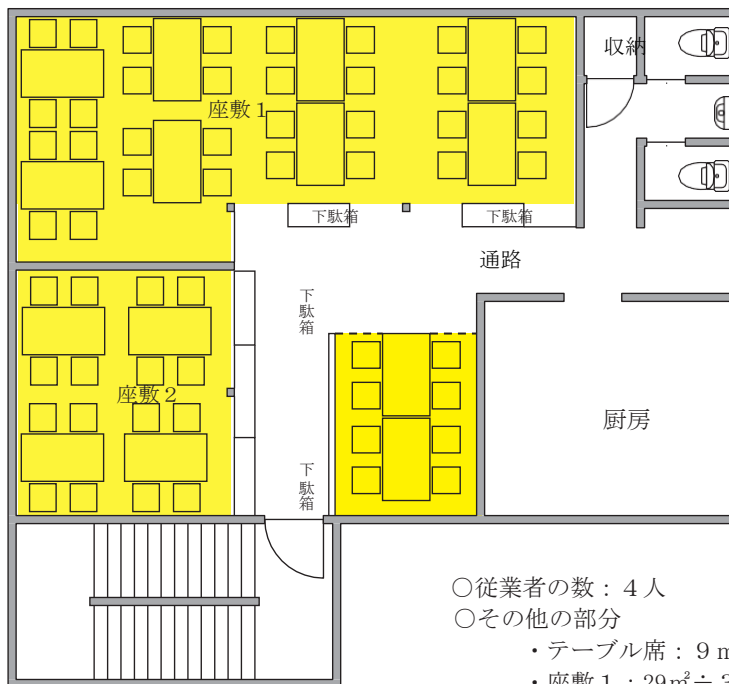
2 共通の取扱い

- (3) 「固定式のいす席」とは、個々の椅子が一定の位置に固定される構造のものをいい、ロビー等に置かれるソファ、掘りごたつ等常時同一場所に置かれ、かつ、容易に移動することができないものを含むものであること。

3 令別表第1の各項ごとの取扱い

- (2) 令別表第1(2)項及び(3)項に掲げる防火対象物

(飲食店の算定方法例) その1



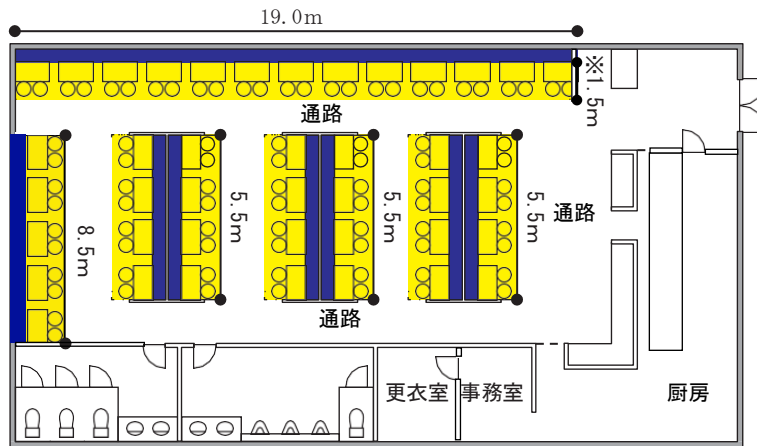
○従業者の数：4人

○その他の部分

- ・テーブル席： $9\text{ m}^2 \div 3 = 3 \rightarrow 3$ 人
- ・座敷1： $29\text{ m}^2 \div 3\text{ m}^2 \approx 9.6 \rightarrow 9$ 人
- ・座敷2： $11\text{ m}^2 \div 3\text{ m}^2 \approx 3.6 \rightarrow 3$ 人

階収容人員：19人

(飲食店の算定方法例) その2

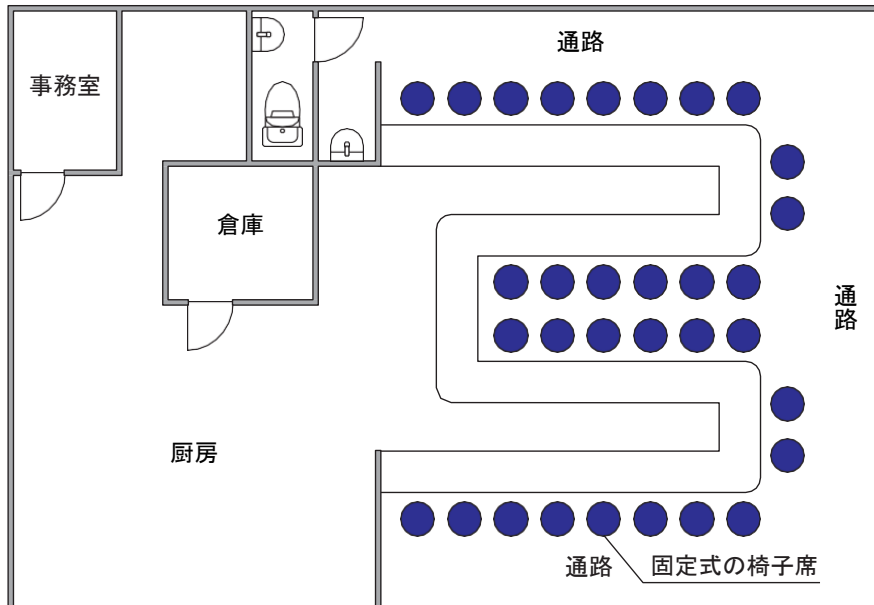


- 従業者の数：6人
- 飲食の用に供する部分
 - 固定式の椅子席（長椅子） ■
 - ・ $19.0\text{m} \div 0.5\text{m} = 38 \rightarrow 38$ 人
 - ・ $8.5\text{m} \div 0.5\text{m} = 17 \rightarrow 17$ 人
 - ・ $5.5\text{m} \div 0.5\text{m} = 11 \rightarrow 11$ 人 $\times 6 = 66$ 人
 - その他の部分 ■
 - ・ $(19\text{m} \times 1.5\text{m} \div 3\text{m}^2) + (8.5\text{m} \times 1.5\text{m} \div 3\text{m}^2) + (5.5\text{m} \times 1.5\text{m} \div 3\text{m}^2 \times 6\text{か所})$
 - 9人 + 6人 + 2人 $\times 6$ か所 = 27人

※その他の部分の客席は横幅m \times 1.5mを占有すると考慮する。▲

階収容人員：154人

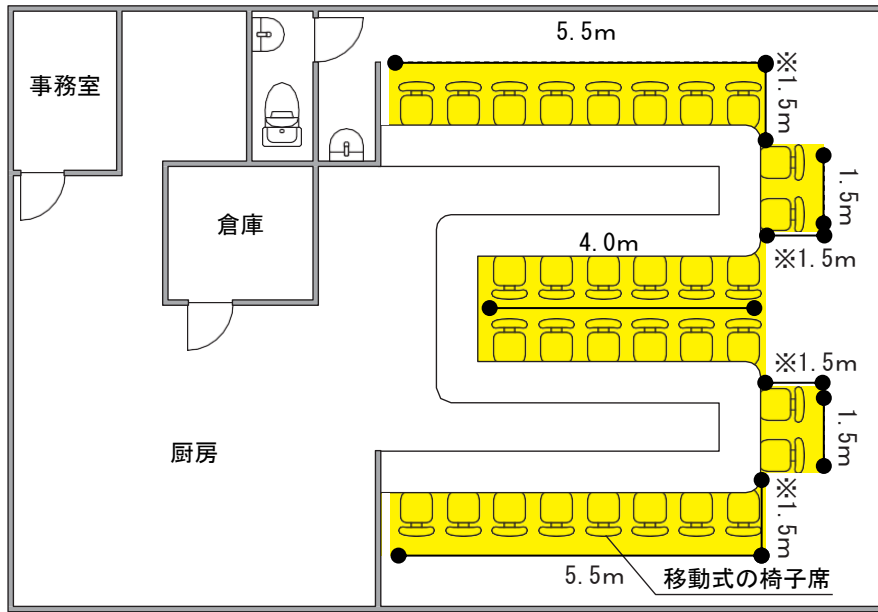
(飲食店の算定方法例) その3



- 従業者の数：3人
- 飲食の用に供する部分（固定式の椅子席）：32席 \rightarrow 32人階

収容人員：35人

(飲食店の算定方法例) その4



○従業者の数：3人

○飲食の用に供する部分（その他の部分）：

$$(5.5\text{m} \times 2) + (4.0\text{m} \times 2) + (1.5\text{m} \times 2) \times 1.5\text{m} \div 3\text{m}^2 = 11\text{人}$$

※その他の部分の客席は横幅m×1.5mを占有すると考慮する。▲

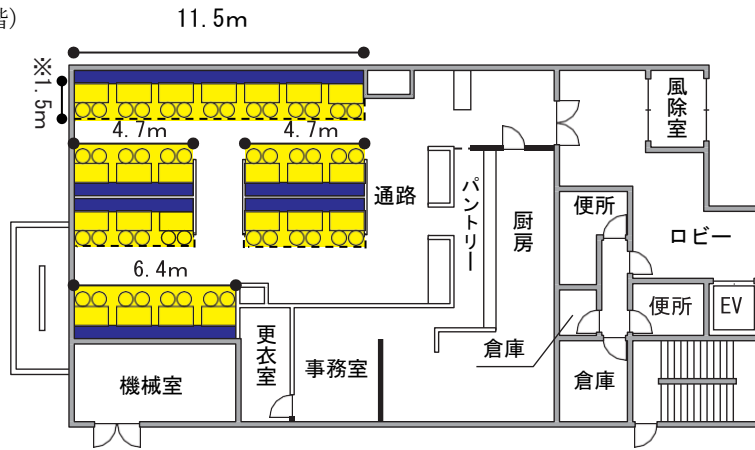
階収容人員：14人

(4) 令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物

ア 令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第2-4表に定める方法によること。
(第2-7図参照)

(ホテルの算定方法例)

(1階)



○従業者の数：6人

○飲食の用に供する部分

固定式の椅子席（長椅子）

- ・ $11.5\text{m} \div 0.5\text{m} = 23 \rightarrow 23$ 人
- ・ $6.4\text{m} \div 0.5\text{m} = 12.8 \rightarrow 12$ 人
- ・ $4.7\text{m} \div 0.5\text{m} = 9.4 \rightarrow 9$ 人 $\times 4 = 36$ 人

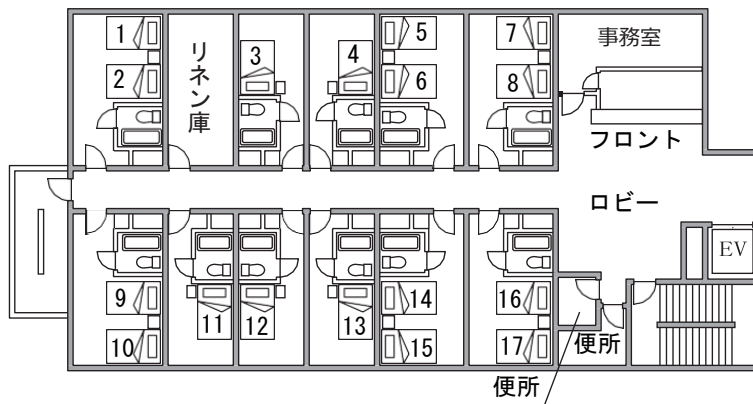
その他の部分

- ・ $(11.5\text{m} \times 1.5\text{m} \div 3\text{m}^2) + (6.4\text{m} \times 1.5\text{m} \div 3\text{m}^2) + (4.7\text{m} \times 1.5\text{m} \div 3\text{m}^2 \times 4\text{か所})$
 $= 5\text{人} + 3\text{人} + 2\text{人} \times 4\text{か所} = 16$ 人

※その他の部分の客席は横幅m×1.5mを占有すると考慮する。▲

1階 階収容人員：93人

(2階)



○従業者の数：3人

○洋式の宿泊室

ベッドの数：17→17人

2階 階収容人員：20人



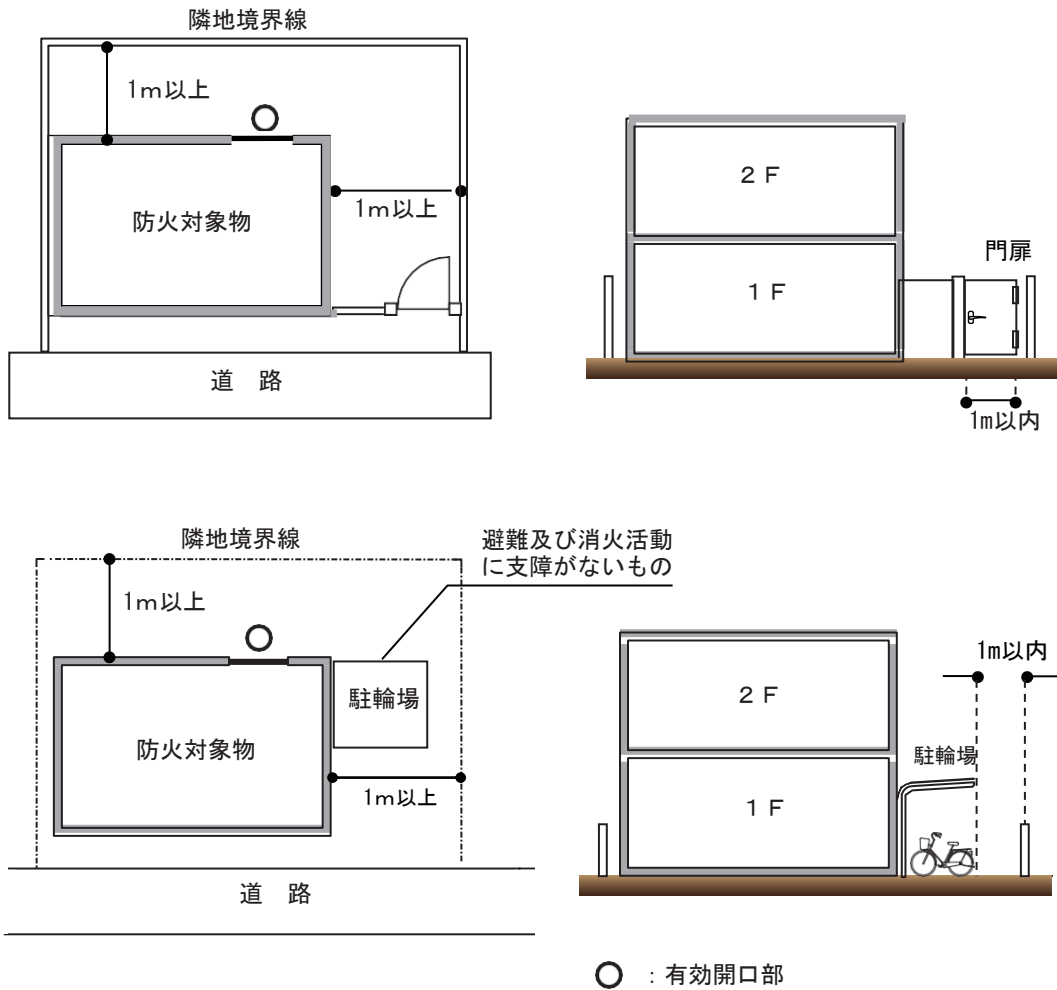
第2-7図

第4 無窓階の取扱い

2 開口部の位置

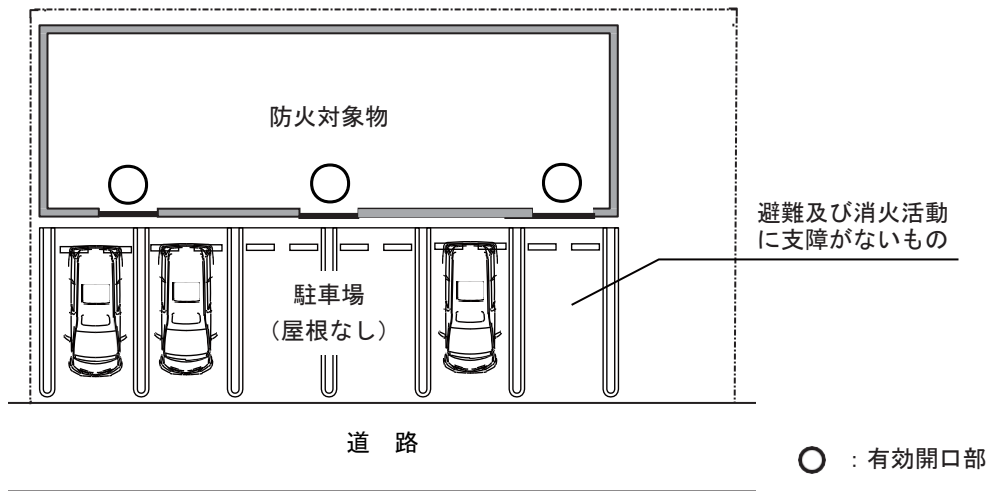
(2) 次に掲げる場所は、規則第5条の5第2項第2号の「通路その他の空地」として取り扱うことができる。

ウ 道に通じる幅員1m以上の通路にある塀、駐輪場その他の工作物で、避難及び消火活動に支障がないもの（第4-6図参照）



第4-6図

エ 平面駐車場で、避難及び消火活動に支障がないもの（第4-7図参照）



第4-7図

第4章 消防用設備等の技術基準

第1 消火器具

6 付加設置

(2) 火気を使用する場所

エ 厨房設備

厨房とは、飲食店、物品販売店、社員食堂及び学校の家庭科実習教室等の小規模ガスコンロが設置されている場所等をいい、事務所等に設置されている給湯室は含まないものであること。

なお、消火器具の付加設置が必要な対象火気設備等は次によること。

(ア) 厨房設備は固定された対象火気設備等のことをいうが、容易に移動可能な対象火気器具であっても、常時同一の場所に置いて使用する場合は、厨房設備として取り扱うもの。

(イ) 消火器具の付加設置は、次のいずれかの装置を有しない対象火気設備等に対し必要であること。

① 調理油加熱防止装置（S i センサー）

② 自動消火装置

③ 圧力感知安全装置

④ 油温加熱防止装置

(ウ) (イ) の装置を有しない対象火気設備等であっても、次に例示する「器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない設備又は器具等」に対しては、付加設置は不要であること。

例示：電子レンジ、オーブン、給湯湯沸設備、食器乾燥機、冷蔵庫、電磁誘導調理器、電気ケトル、保温器、コーヒー焙煎器、トースター等

第2 屋内消火栓設備

3の2 加圧送水装置（高架水槽方式を用いるもの）

(2) 機器は、規則第12条第1項第7号イ（ロ）の規定によるほか、次によること。

イ 貯水槽の材質は、耐火性能を有し、かつ、有効な防食処理を施した鋼板製又はステンレス鋼製であること。●

ただし、次による場合は、ガラス繊維強化ポリエステル製等のもの（以下「FRP製」という。）にすることができる。（第2-17図参照）

(ア) 前3(1)イ(ア)の例による場所に設ける場合

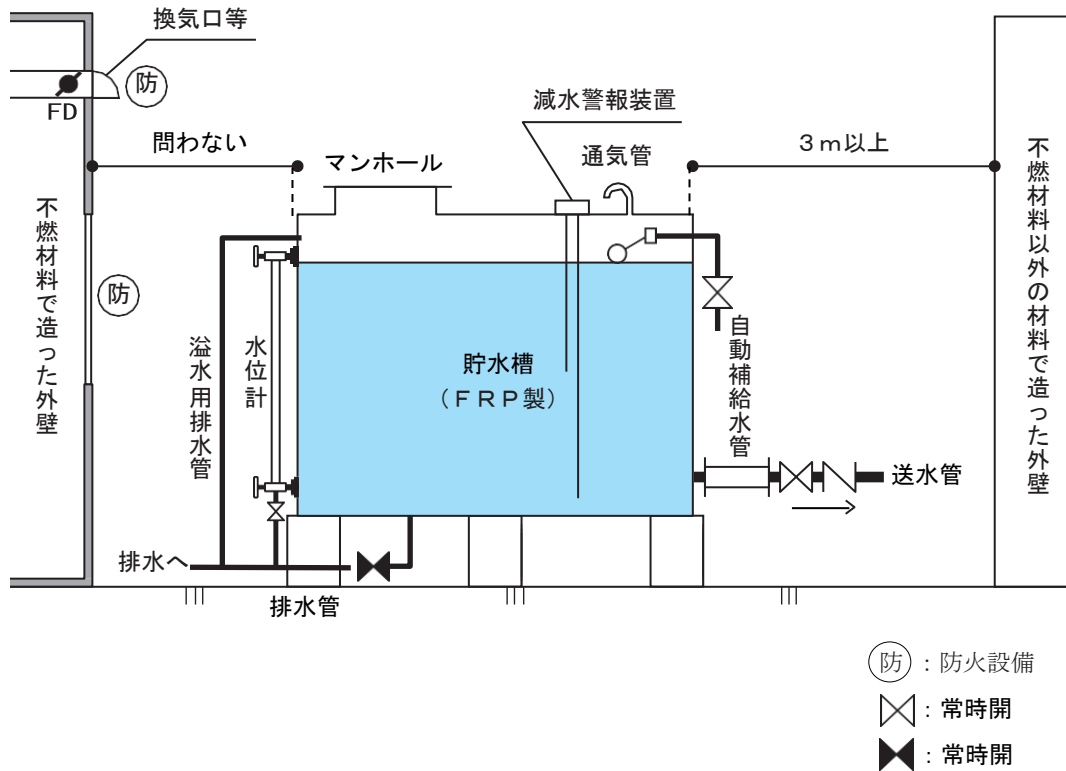
(イ) 次の全てに適合する外気に面する屋上等の場所に設ける場合

a 高架水槽面から当該建築物の外壁等及び隣接する建築物の外壁までの水平距離が3 m以上離れていること。

ただし、外壁が不燃材料で造られ、かつ、その外壁の開口部に防火設備が設けられている場合は、この限りでない。

b 周囲3 m以内に可燃物がないこと。

(屋上等にFRP製の高架水槽を設ける場合)



第2-17図

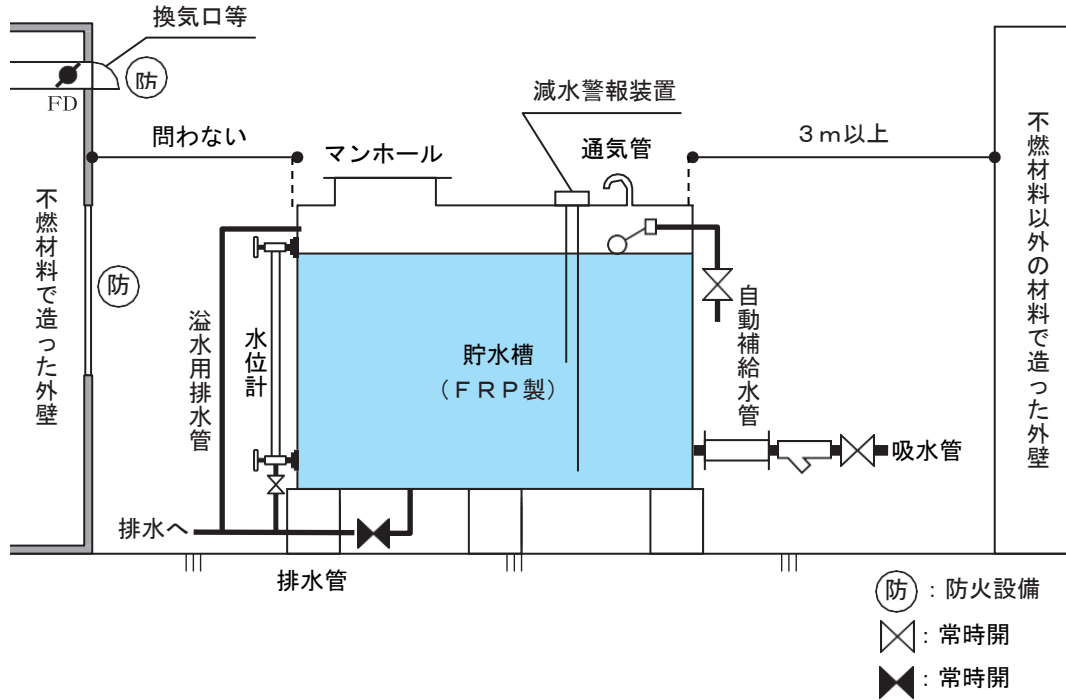
4 水源

(3) 水源水槽の構造

イ 床置き水槽

(イ) 床置き水槽は、前3の2(2) (アを除く。) 及び前ア (キ) を準用すること。(第2-22図参照)

(外気に面する部分にFRP製の床置き水槽を設ける場合)



第2-22図

14 屋内消火栓設備の設置を省略することができる場合の要件

次のいずれかに該当するものは、令第32条の規定を適用し、当該部分には屋内消火栓設備を設置しないことができる。

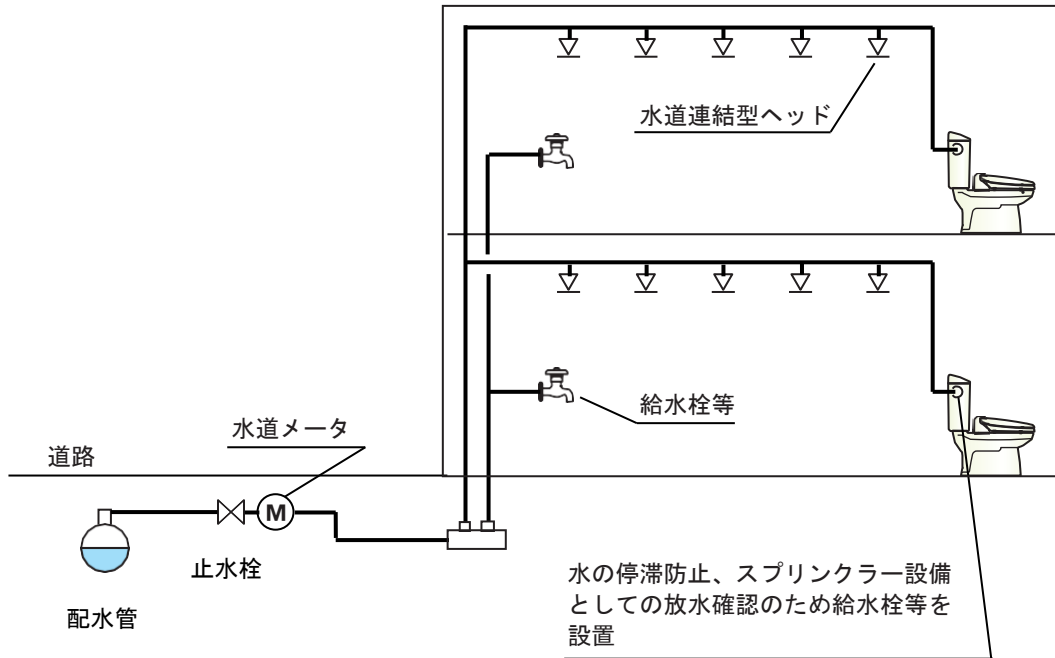
- (1) 特定主要構造部を耐火構造とした建築物の最上階の部分（階に算定される部分に限る。）であって、その床面積の合計が30㎡未満であり、当該階の各室が耐火構造の床及び壁（開口部がある場合は特定防火戸が設けられていること。）で区画されたもので次のア及びイに適合する場合
 - ア 直下階の屋内消火栓から、有効に放水できること。
 - イ 適応する消火器（10型以上のもの）が設置されていること。
- (2) 下階の屋内消火栓から有効に放水でき、かつ、開放性を有している学校の体育館又はこれに類するものの歩廊等
- (3) 塔屋部分をエレベーター機械室、装飾塔、物見塔その他これらに類する部分に使用し、かつ、電動機以外の可燃物を收容し、又は使用しないもので、直下階の屋内消火栓から、有効に放水できる場合
- (4) メゾネット型共同住宅等の出入口がない階の住戸部分で、当該メゾネット型共同住宅等の出入口がある階に設ける屋内消火栓（当該出入口のない階の住戸部分を有効に警戒し、かつ、容易に消火できる位置に設けられている場合に限る。）によって有効に消火することができる部分

第3の5 特定施設水道連結型スプリンクラー設備

1 主な構成

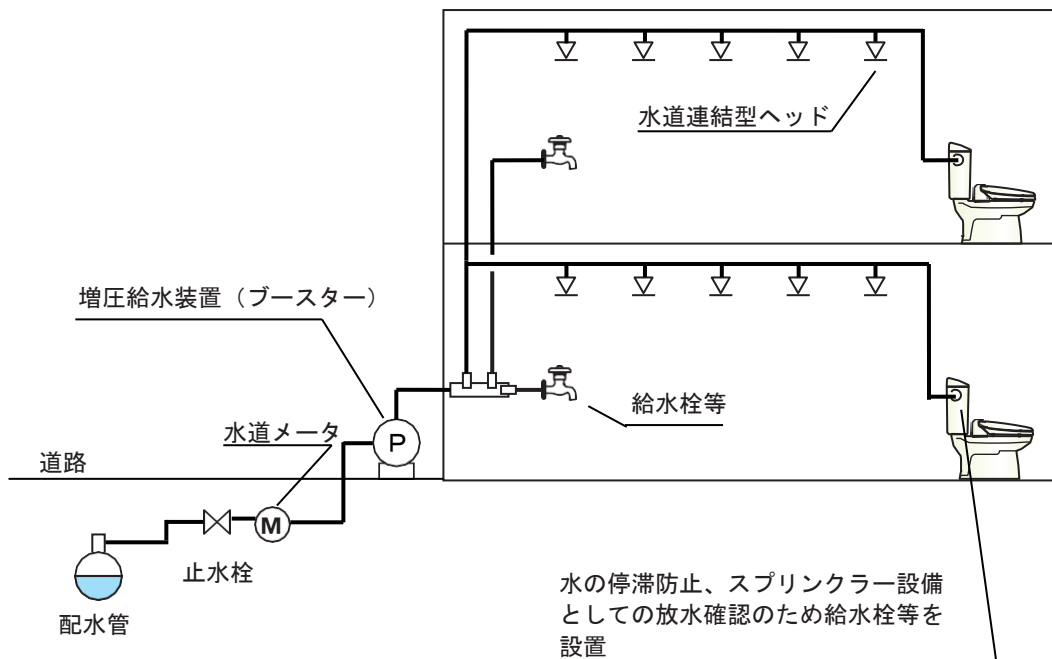
(2) 他の直結式又は受水槽式

ア 直結式（直結直圧式）のもの（第3の5-1-1図参照）



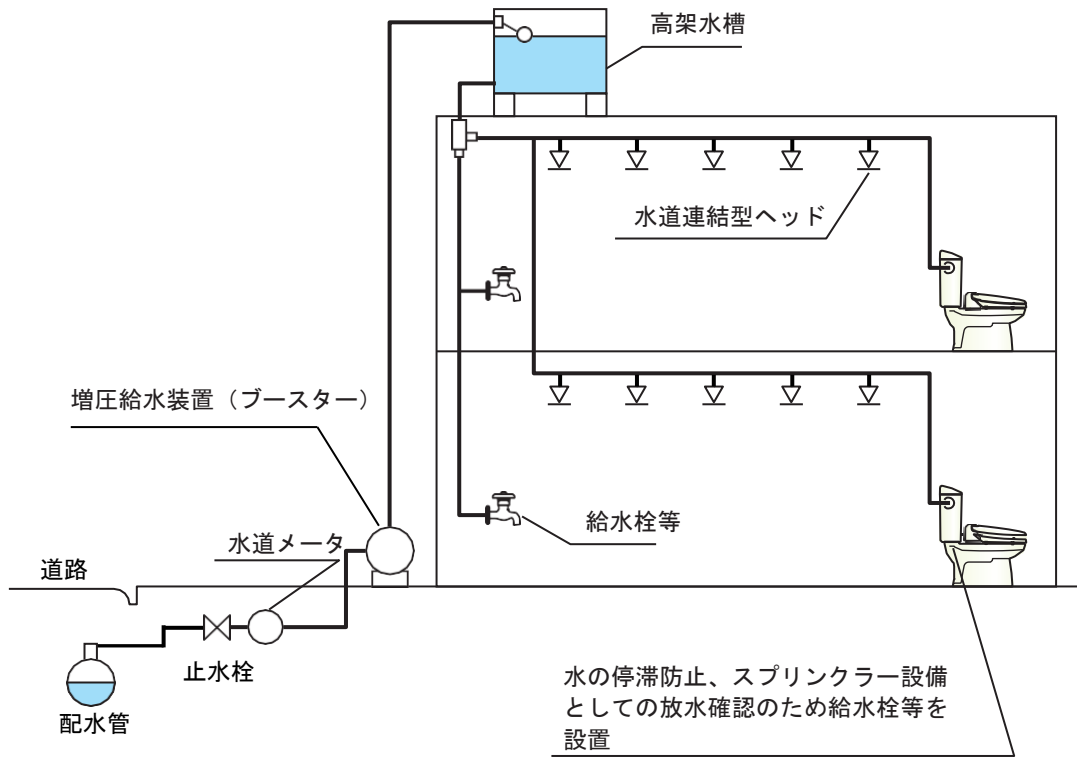
第3の5-1-1図

イ 直結式（直結増圧式（直送式））のもの（第3の5-1-2図参照）



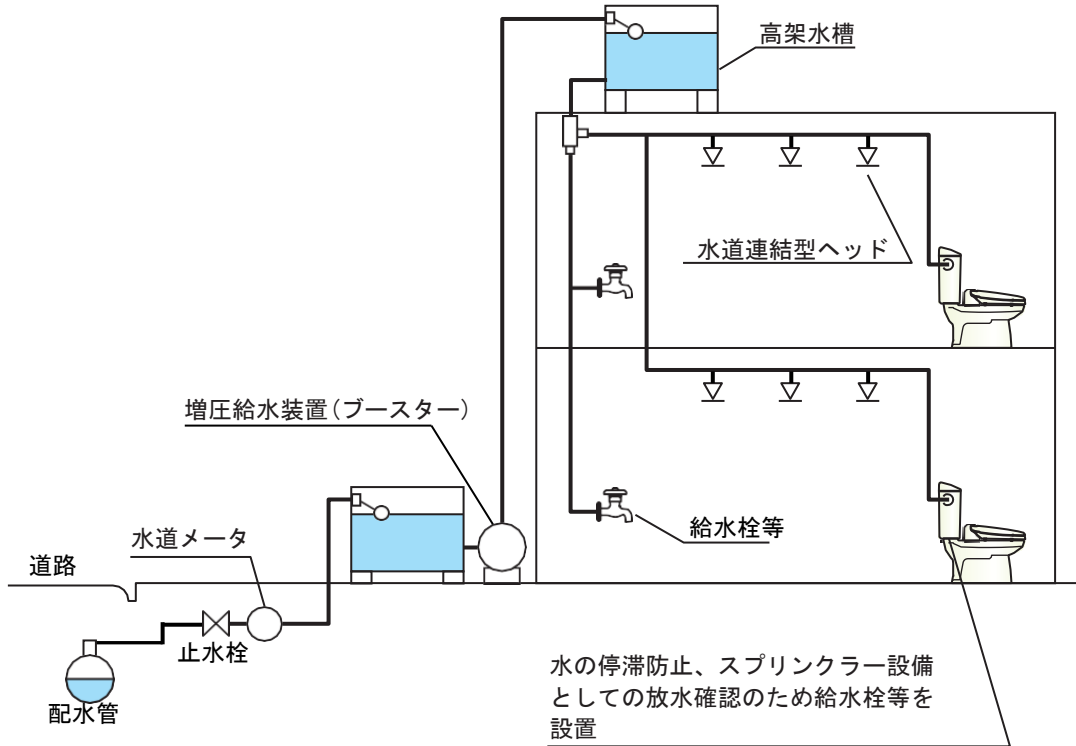
第3の5-1-2図

(3) 直結式（直結増圧式（高架水槽式））のもの（第3の5-1-3図参照）



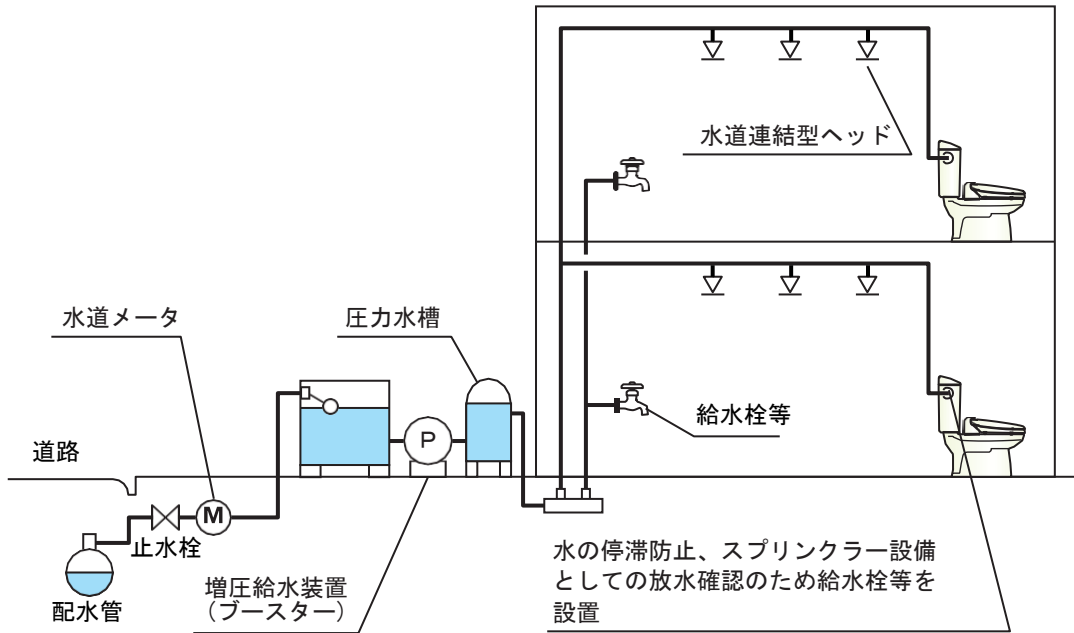
第3の5-1-3図

(4) 受水槽式（高架水槽式）のもの（第3の5-1-4図参照）



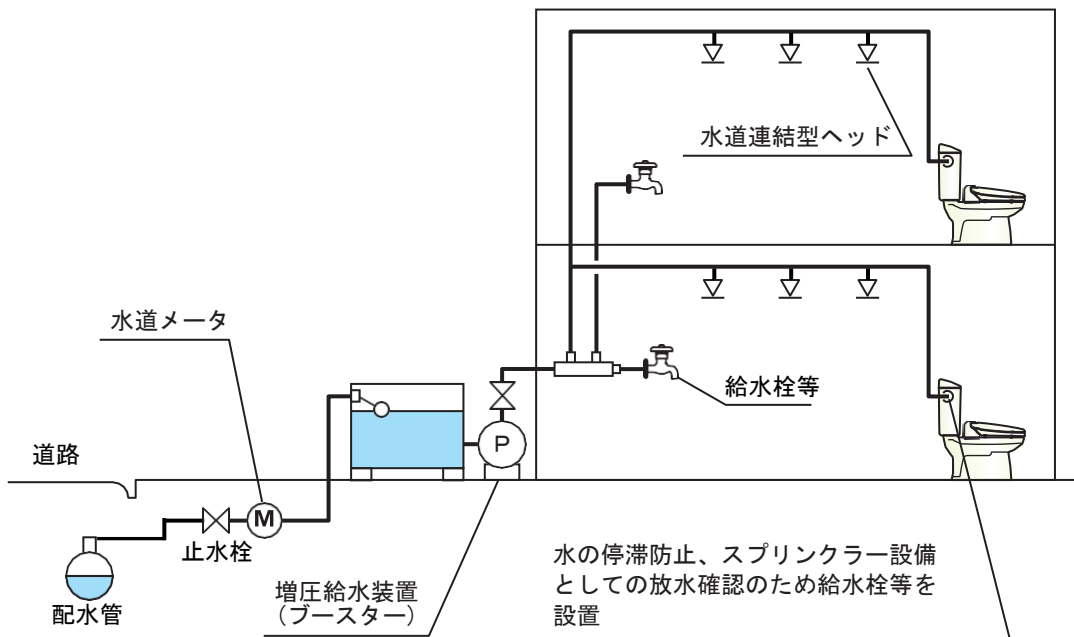
第3の5-1-4図

(5) 受水槽式（圧力水槽式）のもの（第3の5-1-5図参照）



第3の5-1-5図

(6) 受水槽式（ポンプ直送式）のもの（第3の5-1-6図参照）



第3の5-1-6図

2 特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いるポンプを用いる加圧送水装置

(2) 設置場所は、令第12条第2項第6号の規定にかかわらず、加圧送水装置に設ける補助水槽の材質をFRP製のものにする場合にあっては、次によること。▲

ア 屋内

専用の室又は火気を使用する設備以外の機械室その他これらに類する室に設けること。

イ 屋外又は屋上

加圧送水装置から建築物の外壁までの水平距離及び周囲の可燃物から3m以上離れていること。

ただし、外壁が不燃材料で造られ、かつ、その外壁の開口部に防火設備が設けられている場合又は防火壁等により火災の影響を受けないものにあつては、この限りでない。

6 配管等

(2) 消防法に規定する配管等

ア 配管

(参考) 配管の例

配管等 告示	管種	記号	備考	
第4号	水道法に規定する配管	塩化ビニルライニング鋼管	SGP-VA、VB、VD	火災時に熱を受けるおそれがある部分以外に限る。
		水道用ダクタイル鋳鉄管	DCIP、DCP、DIP、DP	
		ポリエチレン粉体ライニング鋼管	SGP-PA、PB、PD	
		銅管	CU	
		硬質塩化ビニル管	VP、VU	
		耐衝撃性硬質塩化ビニル管	HIVP	
		架橋ポリエチレン管	PE	
		水道用ポリエチレン二層管	PP	
		ポリブテン管	PB	

イ 管継手

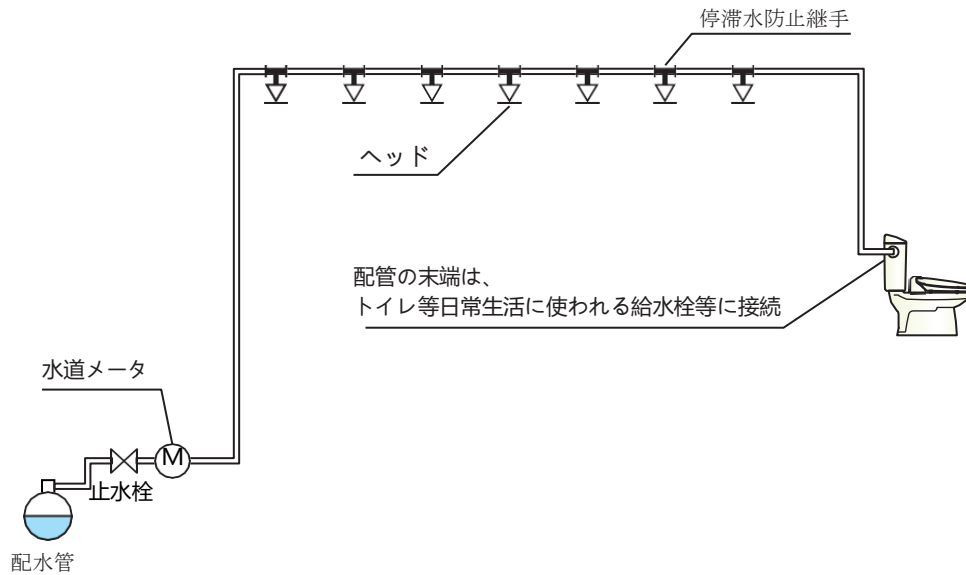
(オ) 配管又はバルブ類と当該管継手の材質については、同種のものに限定しないものであること（例えば、合成樹脂製の配管を金属製の管継手で接続可）。

(3) 加圧送水装置等を設けない特定施設水道連結型スプリンクラー設備の配管等

加圧送水装置又は電磁弁を設けた特定施設水道連結型スプリンクラー設備以外の特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いる配管等にあつては、次によること。

ア 空気又は水道水の停滞を防止するための停滞水防止継手を設けること。また、配管の末端は、トイレ等日常生活に使われる給水栓等に接続すること。▲（第3の5-3-1図参照）

なお、配管の末端が給水栓等に接続する場合は、管轄の水道部局と事前協議し、了解を得ていることを確認すること。



第3の5-3-1図

イ 結露現象が生じ、周囲（天井等）に影響を与えるおそれのある鋼管又は鋳鉄管を使用し、かつ、常時配管内に充水されている場合は、防露措置を講じること。▲

(4) 電磁弁

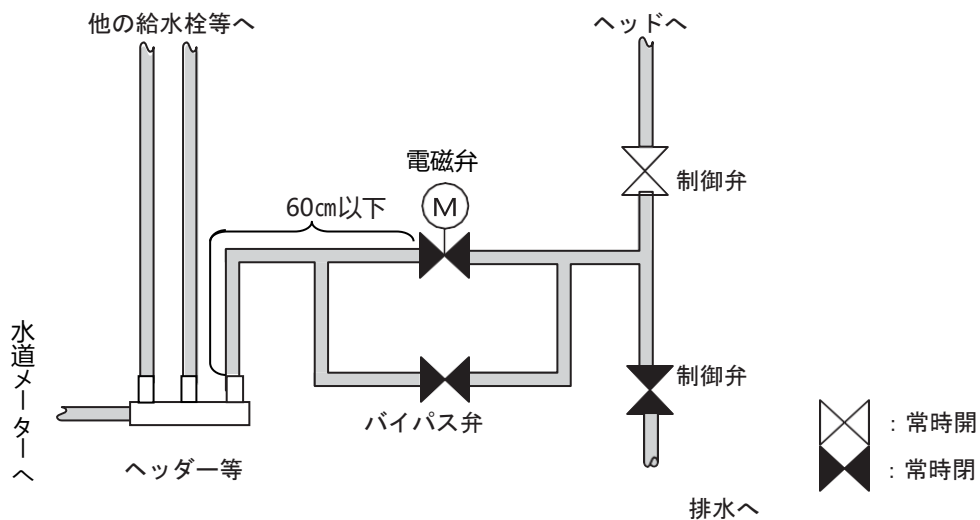
自動火災報知設備の火災信号等と連動して、開放する弁（以下この第3の5において「電磁弁」という。）は、次によること。（第3の5-3-2図参照）

ア 電磁弁には、開閉装置又は手動起動弁を設けたバイパス配管（電磁弁が作動しなかった場合に電磁弁を迂回するために設けられた配管をいう。）を設けること。▲

イ 電磁弁は、容易に手動による開閉の操作及び点検ができる場所に設け、かつ、当該電磁弁である旨の表示を直近の見やすい位置に設けること。▲

ウ 給水管から電磁弁までの距離は、停滞水の発生のおそれがないよう、極力短い距離（60cm以下）とすること。▲

ただし、水の停滞防止用の給水栓等を設置した場合はこの限りでない。エ 電磁弁の二次側には、排水弁を設けること。▲



第3の5-3-2図

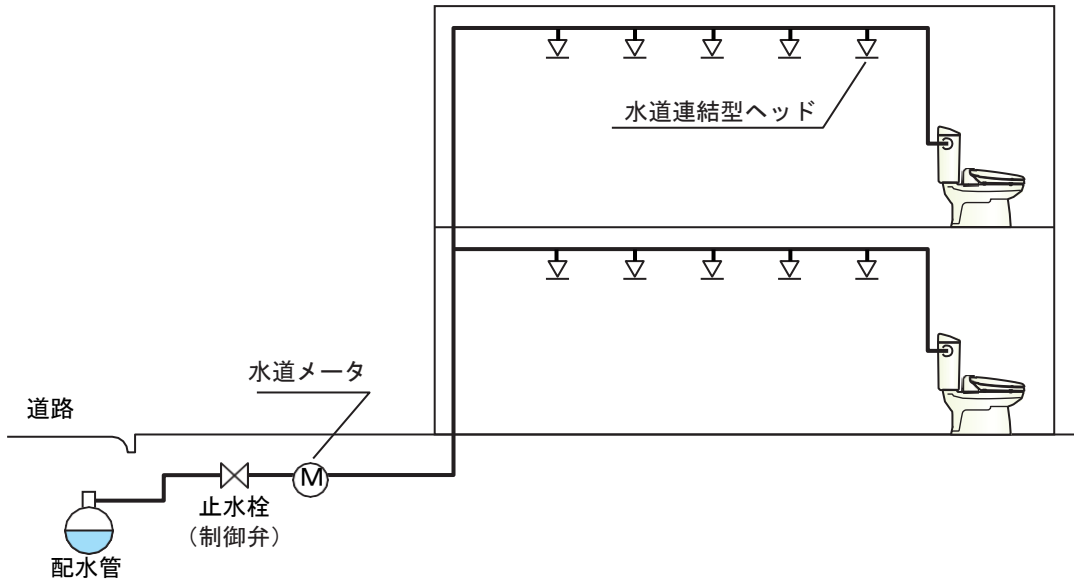
7 配管等の摩擦損失計算

(5) 水利計算に当たっては、他の給水栓等を閉栓した状態で計算して差し支えないものであること。

9 制御弁

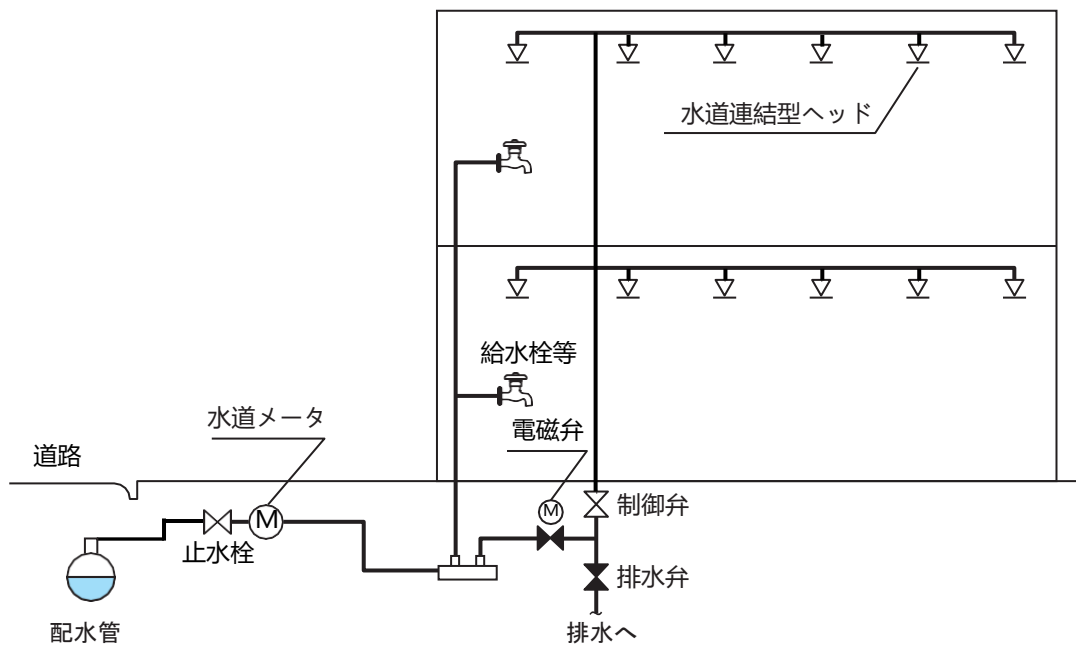
(1) 制御弁の位置

ア 直結式・受水槽式の特設施設水道連結型スプリンクラー設備（第3の5-1-1図から第3の5-1-6図が該当）については、水道メータ一次側の止水栓を制御弁として取り扱って差し支えないものであること。（第3の5-5-1図参照）



第3の5-5-1図

イ 電磁弁を設けた特設施設水道連結型スプリンクラー設備については、電磁弁の二次側に制御弁を設けること。▲（第3の5-5-2図参照）



第3の5-5-2図

(2) 標識等

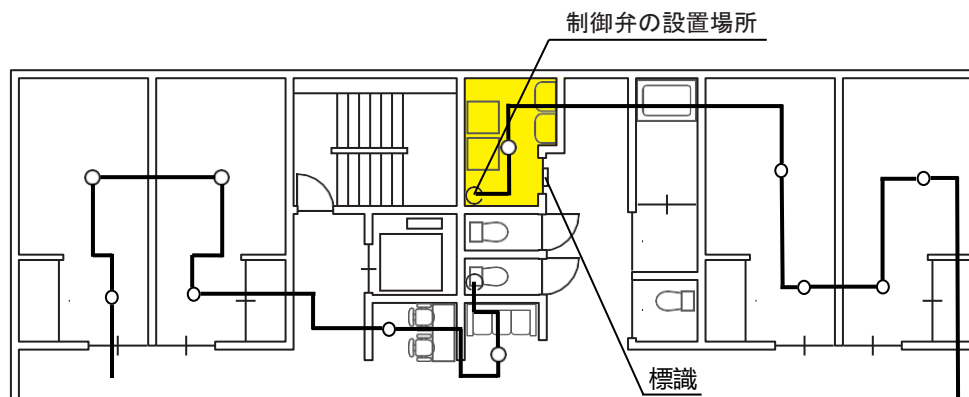
標識及びみだりに閉止できない措置は、次によること。

制御弁には、「常時開」のプレート等を見やすい位置に取り付けること。●

ただし、前(1)アの直結式・受水槽式の特設施設水道連結型スプリンクラー設備については、令第32条の規定を適用し、規則第14条第1項第3号ロ及びびハの規定によらないことができる。

ア 前(1)イの電磁弁を設けた特設施設水道連結型スプリンクラー設備については、前第3スプリンクラー設備（閉鎖型ヘッドを用いるスプリンクラー設備）9(5)の例により、標識を設けること。●

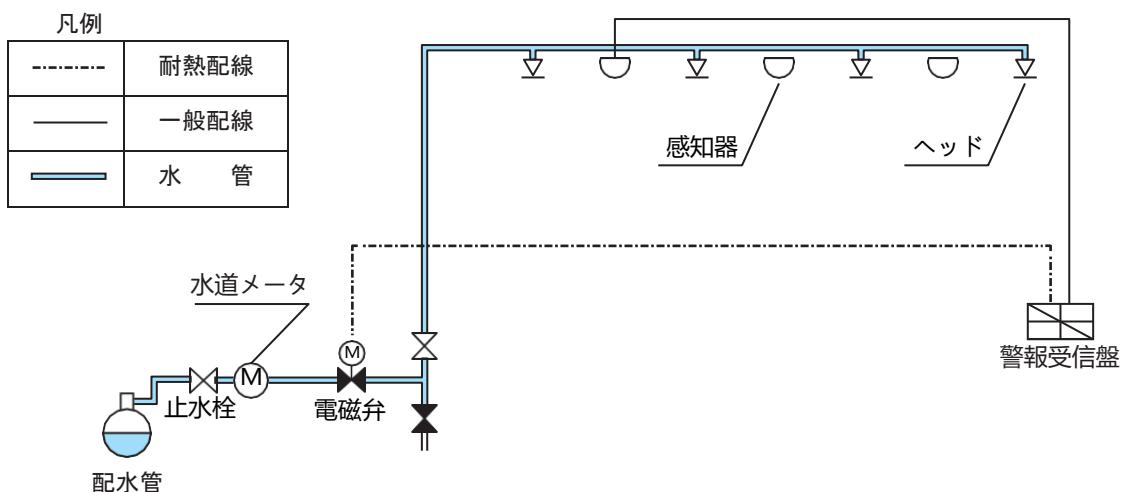
イ アの標識は、制御弁の設置場所が居室、廊下その他の共用部分から容易に識別できる位置に設けること。▲（第3の5-5-1図参照）



第3の5-5-1図

10 配線

電磁弁を設けた特設施設水道連結型スプリンクラー設備に使用する配線は、警報受信盤から電磁弁まで耐熱配線を使用すること。▲（第3の5-6-1図参照）

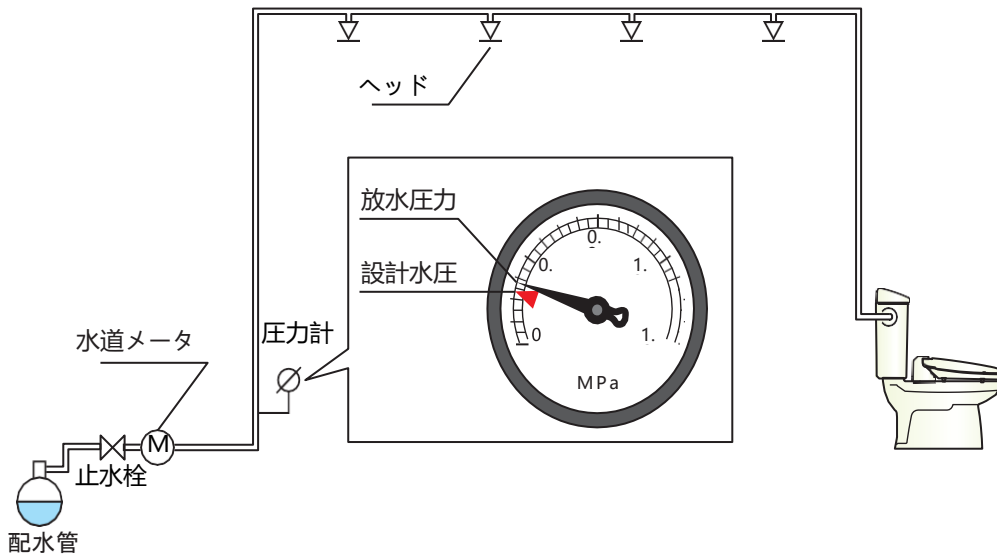


第3の5-6-1図

11 末端試験弁

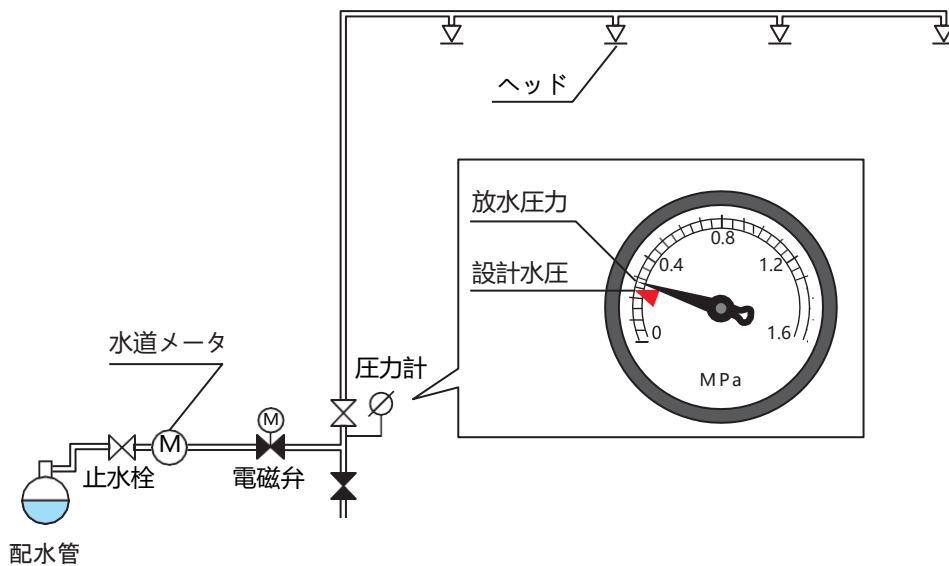
規則第14条第1項第5号の2に規定する「放水圧力及び放水量を測定することができるもの」とは、末端における放水圧力及び放水量を計算により求めることとし、次に掲げる場所において、所要の放水圧力が満たされている場合、放水圧力等の測定装置を必ずしも配管の末端に設ける必要はないこと。

- (1) 直結式・受水槽式の特設施設水道連結型スプリンクラー設備（第3の5-1-1図から第3の5-1-6図）については、水道メータの二次側に設けた圧力測定装置の放水圧力が設計水圧（0.198MPa又は0.245MPa）を超える場合（第3の5-7図参照）



第3の5-7図

- (2) 電磁弁を設けた特設施設水道連結型スプリンクラー設備については、電磁弁の二次側に設けた圧力測定装置の放水圧力が設計水圧（0.198MPa又は0.245MPa）を超える場合（第3の5-8図参照）



第3の5-8図

13 その他

特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置するに当たり、配水管から分岐する給水管口径の増径、水槽等による水源の確保又は加圧送水装置を利用する方法による場合（1(1)に示す受水槽式（直結・受水槽補助水槽併用式）のものを除く。）にあつては、事前に水道部局に確認すること。●

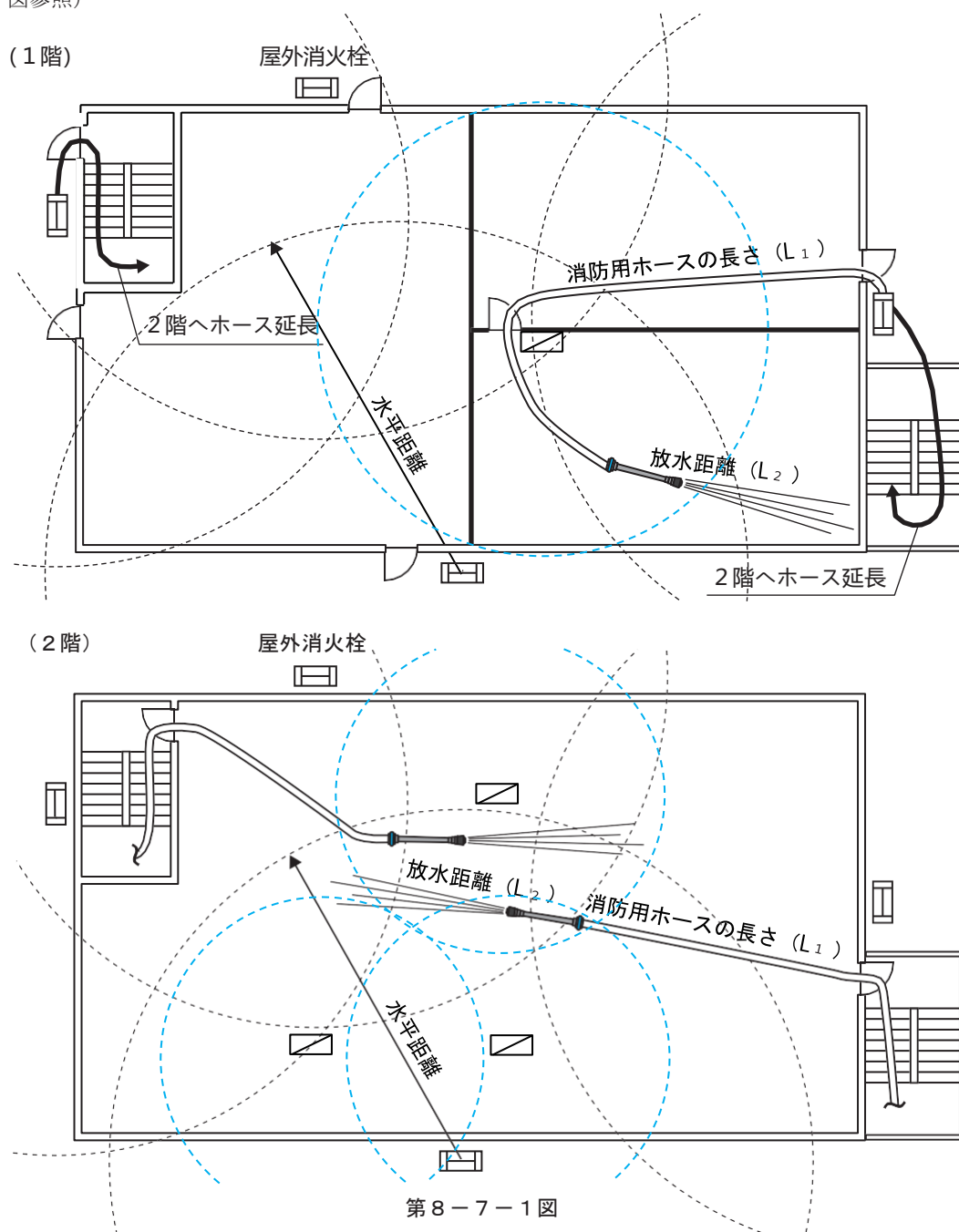
第8 屋外消火栓設備

7 屋外消火栓の設置位置

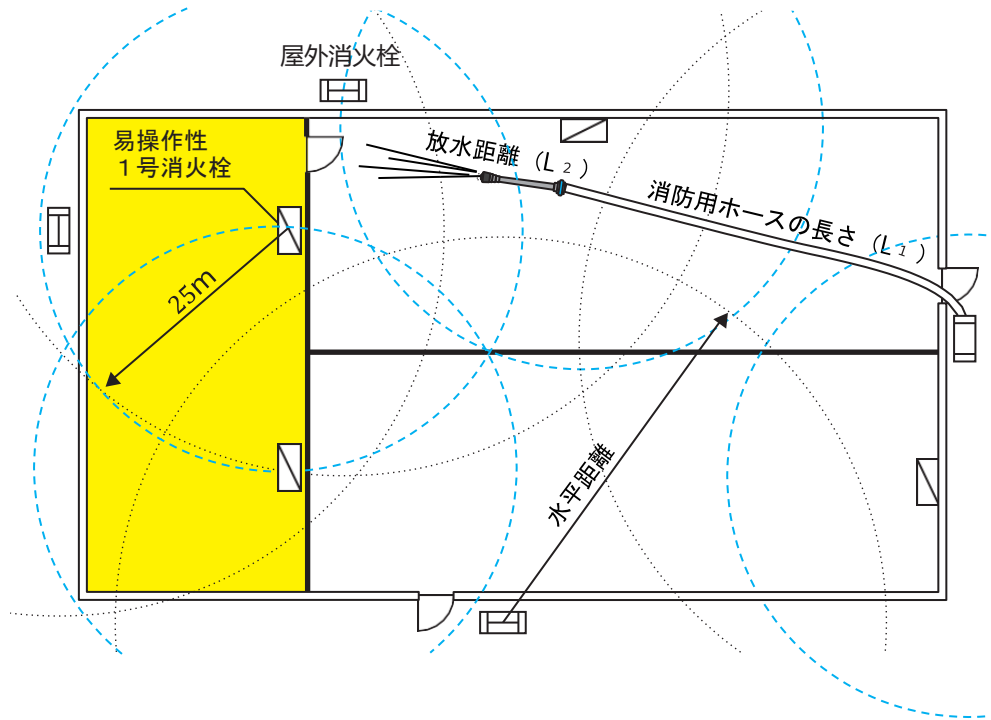
(2) 令第11条第4項に規定する「当該設備の有効範囲内の部分」とは、屋外消火栓設備にあつては、ホース接続口からの水平距離が40mの範囲内で、かつ、当該範囲内に消防用ホースを延長することができ、有効に放水できる部分をいい、この場合の放水距離はおおむね15mとし、設置する消防用ホースの本数は、屋外消火栓設備の警戒範囲の歩行距離を考慮して最大3本までとすること。▲（第8-7-1図参照）

なお、この場合における摩擦損失計算は、増設ホースを加算して計算すること。

したがって、「有効範囲内の部分」以外の部分については、当該部分に屋内消火栓設備（1号消火栓又は易操作性1号消火栓に限る。）の設置が必要であること。●（第8-7-1図、第8-7-2図参照）



令第11条第4項に規定する「当該設備の有効範囲内の部分」とは、
L₁ + L₂ 以下、かつ、ホース接続口からの水平距離が40m以下の範囲をいう。



建築物の各部分から一のホース接続口までの水平距離が40m以下であっても、当該有効範囲内に消防用ホースを延長することができず、有効に消火することができない部分が存する場合は、屋内消火栓設備を設置する必要がある。

第8-7-2図

第10 自動火災報知設備

5 感知器

- (1) 感知器は、規則第23条第4項から第7項までの規定によるほか、次により、設置場所の環境状態に適応するものを選択すること。●

なお、熱感知器で、粉じん、腐食性ガス等の発生するおそれのある場所に設けるものにあつては耐酸型又は耐アルカリ型の感知器と、可燃性ガス又は蒸気が滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては防爆型の感知器と、水蒸気が著しく発生するおそれのある場所に設けるものにあつては防水型の感知器とすること。

ウ 多信号感知器又は複合式感知器以外の感知器にあつては、次によること。

- (ア) 「就寝施設として用いる居室に設置する感知器」については、規則第23条第5項第6号の規定によるものとする。

エ 多信号感知器及び複合式感知器の設置については、その有する種別、公称作動温度又は当該感知回路の蓄積機能の有無の別に応じ、そのいずれもが前ウにより適応感知器とされるものとする。

●

(参考) 規則第23条第5項、第6項第2号及び第3号

設置場所		感知器の種類			
		煙感知器	ス ^ポ 熱 ^ト 煙 ^ト 複 ^合 感知器	炎感知器	熱感知器
①	階段及び傾斜路（規則第23条第5項第1号）	○			
②	廊下及び通路（令別表第1(1)項から(6)項まで、(9)項、(12)項、(15)項、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物の部分に限る。）（規則第23条第5項第2号）	○	○		
③	エレベーターの昇降路、リネンシュート、パイプダクトその他これらに類するもの（規則第23条第5項第3号）	○			
④	遊興のための設備又は物品を客に利用させる役務の用に供する個室（これに類する施設を含む。）（令別表第1(2)項二、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物（同表(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物にあっては、同表(2)項二に掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。）の部分に限る。）（規則第23条第5項第3号の2）	○	○		
⑤	感知器を設置する区域の天井等の高さが15m以上20m未満の場所（規則第23条第5項第4号）	○		○	
⑥	感知器を設置する区域の天井等の高さが20m以上の場所（規則第23条第5項第5号）			○	
⑦	前①から⑥までに掲げる場所以外の地階、無窓階及び11階以上の部分（令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(15)項、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物又はその部分に限る。）（規則第23条第5項第6号）	○	○	○	
⑧	前①から⑦までに掲げる場所以外の地階、無窓階又は11階以上の部分（規則第23条第6項第2号）	○	○	○	○ (注)
⑨	前①から⑧までに掲げる場所以外の場所（廊下、便所その他これらに類する場所を除く。）（規則第23条第6項第3号）	その使用場所に適応する感知器			

15 建造物に対する運用

- (5) 架台等における設備については、架台等を階ととらえないと判断された場合は、総合盤を設置しないことができる。

第 1 4 非常警報設備

1 非常ベル、自動式サイレン

- (1) 公民館及び集会所については、「予防関係取決め事項（町（地区）単位の会議等の用に供する建築物の取り扱いについて）」に基づき取り扱うものとする。

第 15 避難器具

3 避難器具の設置

- (5) 病院、幼稚園、保育園、社会福祉施設その他避難が困難な者が利用する防火対象物に設置する避難器具は、努めて滑り台とすること。▲

ただし、避難が困難な者の状況に応じて、救助袋とすることができる。

5 避難器具の設置方法等

- (4) 避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしご

エ はしごつり元側については、屋外側（外向き降下）とすること。▲

第16 誘導灯

10 無窓階における誘導灯の設置免除の特例について

(1) 冷凍庫又は冷蔵庫（以下この第16において「冷凍庫等」という。）の用に供される部分に設置する誘導灯については、次の基準により令第32条の規定を適用し、当該誘導灯の設置を緩和することができるものであること。

ア 次のいずれかに適合する場合は、冷凍庫等の出入口に設ける避難口誘導灯を設置しないことができる。

（ア） 冷凍庫等内における各部分から最も近い出入口までの歩行距離が30m以下である場合

（イ） 出入口であることを明示することができる表示及び緑色の灯火が有効に設けられ、かつ、冷凍庫等内の作業に蓄電池で駆動する運搬車等に附置し、又は附属する照明により十分な照度が保持できる場合

イ 冷凍庫等内の通路部分の曲折点が1以下で、当該曲折点から出入口であることを明示する表示及び非常電源を附置した緑色の灯火を容易に確認できる場合

ウ 冷凍庫等内の通路が整然と確保され、かつ、避難上十分な照度を有している場合は、通路誘導灯を設置しないことができる。

(2) その他、避難口を容易に見通し、かつ、識別できる階で、当該避難口に至る歩行距離に関わらず、避難に支障がないと認められる場合